

CONTENTS

納税者の皆様へ 1

I 国税庁について 5

1 国税庁の任務と使命..... 5	(6) 政策評価と税務行政の改善..... 8
2 税務行政の運営の考え方..... 7	コラム1 「税務行政の将来像～スマート化を目指して～」 8
(1) 納税者サービスの充実..... 7	3 国税組織の概要..... 9
(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実..... 7	(1) 国の収入と税..... 9
(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済..... 7	(2) 国税庁の予算と定員..... 9
(4) 酒税行政の適正な運営..... 7	(3) 国税組織の機構..... 10
(5) 税理士業務の適正な運営の確保..... 8	

II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組 11

1 情報提供等..... 11	4 納付手段の多様化..... 26
(1) ホームページによる情報提供..... 11	5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組..... 27
(2) 租税教育..... 13	(1) マイナンバー制度の概要..... 27
(3) 講演会..... 14	(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応..... 27
(4) 説明会..... 14	(3) マイナンバーカードの普及促進..... 28
(5) 税務相談..... 15	(4) 法人番号の付番機関としての対応..... 29
コラム2 税務相談チャットボットを導入します..... 16	6 行政サービスのデジタル化の推進..... 30
(6) 事前照会..... 17	7 適正な源泉徴収制度の運営..... 32
コラム3 新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応..... 18	8 消費税法改正への対応..... 32
2 e-Tax (国税電子申告・納税システム)..... 20	(1) 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式..... 32
コラム4 e-Taxの利便性向上を図ります..... 21	(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組..... 33
コラム5 大法人はe-Taxによる申告が必要となりました..... 22	コラム6 事業承継税制への対応..... 34
3 確定申告..... 23	9 関係民間団体との協調..... 35
(1) ICTを利用した申告の推進..... 23	
(2) 多様な納税者ニーズへの対応..... 25	

III 適正・公平な課税・徴収 36

1 適正・公平な課税の推進..... 36	3 国際的な取引への対応..... 44
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項..... 36	(1) 背景..... 44
(2) 調査以外の手法の活用..... 38	(2) 富裕層や海外取引のある企業への取組..... 44
(3) 資料情報..... 39	① 情報リソースの充実..... 44
(4) 査察..... 39	② 調査マンパワーの充実..... 48
2 確実な税金の納付..... 41	③ グローバルネットワークの強化..... 48
(1) 自主納付態勢の確立..... 41	(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等..... 50
(2) 滞納の整理促進への取組..... 41	4 各国税務当局との協力..... 51
(3) 集中電話催告センター室..... 43	(1) 開発途上国に対する技術協力..... 51
(4) インターネット公売..... 43	コラム7 OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査 アカデミー..... 53
(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理..... 44	(2) 国際会議への参加..... 53

IV 権利救済

54

- (1) 再調査の請求 55
 - (2) 審査請求 55
 - (3) 訴訟 55
 - (4) 権利救済の状況 56
- コラム8** 国税不服審判所設立50周年
～半世紀 変わらぬ使命 これからも～ 57

V 酒類行政

58

- 1 酒類業界の状況** 58
 - (1) 国内市場の状況 58
 - (2) 日本産酒類の輸出の状況 59
 - 2 国税庁の取組** 59
 - (1) 海外需要の開拓 59
 - (2) ブランド化の推進 61
- コラム9** 日本酒のグローバルなブランド戦略に関する
検討会 中間とりまとめ 63
- (3) 技術支援 64
 - (4) 中小企業対策 65
 - (5) 沖縄振興 65
 - (6) 酒類の公正な取引環境の整備 66
 - (7) 社会的要請への対応 66

VI 税理士業務の適正な運営の確保

68

- 1 税理士の業務と役割** 68
- 2 税理士会等との連絡協調** 68
 - (1) 書面添付制度の推進 68
- 3 税理士等に対する指導監督の的確な実施** 69
 - (2) e-Taxの利用促進 69

VII 政策評価の実施

70

VIII 資料編

72

- 租税収入・予算 72
- 申告・課税状況 72
- 調査状況 73
- 国際課税 74
- 滞納状況 74
- 査察 74
- 権利救済 75
- 税務相談 75

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。